

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月31日は20万円、16年7月31日及び同年12月25日は15万円、17年7月31日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年7月31日

私は、昭和63年12月6日から平成17年7月31日までA社で正社員として勤務し、毎年7月と12月に賞与が支給され、15年以降に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、私のねんきん定期便には同年7月、16年7月、同年12月及び17年7月に支給された賞与の記載が無い。賞与明細書で保険料が控除されていたと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間の標準賞与額については、A社の元給与事務担当者によると、「申

立人の申立期間に係る賞与は支給されており、給与計算事務はコンピューターで処理をしていたので、申立人についても当該賞与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答しているところ、申立人に係る銀行の取引明細個別照会により、申立期間において、それぞれ賞与の振込があったことが確認できる上、同社の複数の元従業員が所持する賞与支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細個別照会により確認できる賞与振込額から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 31 日は 20 万円、16 年 7 月 31 日及び同年 12 月 25 日は 15 万円、17 年 7 月 31 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の元事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から6年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、4年3月から同年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円、同年12月は20万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年1月31日まで

A社に勤務していた平成4年3月1日から6年1月31日までにおける標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額(毎月の給与手取額は38万円から40万円)に見合う標準報酬月額よりも低い8万円となっていることに納得できない。調査の上、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち、平成4年3月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、当初、4年3月から同年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで、4年3月1日まで遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年1月31日までの期間に係る標準報酬月額についても、当初、20万円と記録されていたところ、

申立人の被保険者資格の喪失日（同年同月同日）より後の同年4月6日付けで、5年12月1日まで遡及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職時賃金日額は1万2,807円であり、離職日（平成6年1月31日）前の6か月間（5年8月1日から6年1月31日まで）について、1か月の賃金額は38万4,210円（1万2,807円×30日）となり、申立人の主張する毎月の給与手取額（38万円から40万円ほど）とおおむね符合し、訂正前の標準報酬月額を超える額であることが確認できる。

また、申立人のほかにも、A社における複数の被保険者（事業主を含む。）が、申立人と同日付けで、遡って標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。

さらに、当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたかどうかについては、同社の所在地を管轄する年金事務所に関連資料が残っておらず、元事業主（申立期間当時及び全喪時）からも回答を得られないため明らかではないが、前述のとおり、2回にわたって複数の従業員の標準報酬月額の遡及訂正が行われており、当時の取締役が、「当時、社会保険料を滞納していたことを聞いたことがある。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、同社が保険料を滞納していた可能性は否定できない。

加えて、商業登記簿謄本の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認でき、申立人が当該遡及訂正に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月27日及び6年4月6日付けで行われた2回の遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を4年3月1日及び5年12月1日に遡って引き下げる処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、4年3月から同年9月までは36万円、同年10月から5年9月までは38万円、同年12月は20万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、1回目の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）に係る処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

2 一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の雇用保険の被保険者記録における離職時賃金日額に基づき算出した当該期間の報酬月額は、前述のとおり、訂正前の標準報酬月額を超える額であることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「入社以来、給与支給額、手取額に変更がなかったと思う。」としている上、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた前述の元同僚は、「給与額は、A社に平成4年3月1日付けで入社して

から、6年1月31日付けで退職するまで変わらなかった。」と供述しているところ、当該元同僚から提出のあった「平成5年分給与所得の源泉徴収票」によると、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の平成4年10月から5年9月までの遡及訂正前の標準報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したが回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年1月31日までの期間に係る標準報酬月額については、当初（遡及訂正前）、20万円と記録されていたところ、申立人は、「毎月の給与手取額は、38万円から40万円であり、それに見合う標準報酬月額となっていない。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したが、回答を得ることができないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かについて確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額（前述の訂正は除く。）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和44年4月にA社に入社し、平成13年3月まで同社に勤務した。昭和46年4月1日付けでC工場からD支店に転勤した際の被保険者記録が1か月欠落している。継続して勤務していたので、記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳、雇用保険の記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C工場から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 26 日
② 平成 21 年 6 月 30 日

当社は、標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出したにもかかわらず、同事務所に受理されていないことが判明した。平成 23 年 12 月 26 日の届出により、申立期間については、私以外の他の従業員の記録は訂正されたが、私は、事務担当者ということで第三者委員会に申立てをすることとなった。

私の賞与支給明細書を見ると、申立期間については厚生年金保険料が控除されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与支給明細書を見ると、平成 20 年 12 月 26 日は 60 万円、21 年 6 月 30 日は 70 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の代表取締役及び取締役ではないものの、「申立期間当時、社会保険事務全般を担当し、社会保険事務所への届出書類等の社印の押印は自ら行っていた。」と供述している上、同社及び同社の元従業員も、「申立期間当時の社会保険事務担当者は申立人であった。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、同社における社会保険事務担当者として、社会保険事務全般の執行に深く関与していたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の賞与に係る届出を行ったと主張しているものの、社会保険事務所で受理されていないことにより、同事務所は当該賞与に係る保険料の納入の告知を行っておらず、このため事業主が賞与から控除した保険料を同事務所に納付していないことについて、社会保険事務担当者である申立人が知り得る立場であったと考えられる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から33年9月まで

私は、昭和32年10月から33年9月までの期間、A社に雇用され、B市内でC業務に従事していたが、その時の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年10月から33年9月までの期間、A社に雇用され、B市内で働いていた時の厚生年金保険の加入記録が無い。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿によると、A社は、昭和44年9月*日に解散している上、元代表取締役等に照会したところ回答が無いことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格が確認できる元従業員のうち、所在が判明した30人に照会したところ、回答があった17人とも、「申立人については記憶していない。」と供述している上、申立人は、一緒に働いていた上司及び同僚を記憶していないことから、同僚調査を行えず、申立人の申立期間に係る勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、前述の回答があった複数の元従業員は、「A社における申立期間当時の業務内容は、D業務及びE業務が主な事業であり、同社がC業務を始めたのは、申立期間以降の昭和34年頃である。当時は、F市で業務を行っており、同社の従業員がB市内で業務を行うことは考えられない。」と供述している。

加えて、A社に係る被保険者名簿を見ると、昭和32年10月から33年9月までの期間、被保険者資格を取得している者は113人確認できるものの、申立

人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 21 日まで

私は、中学校を卒業すると同時に同校の紹介でA社（現在は、B社）に就職した。

年金記録では、A社の厚生年金保険被保険者記録は無いとされているが、学校の紹介による就職なので、厚生年金保険と健康保険には加入していたはずであり、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記複数の元従業員のうち二人（うち一人は申立人が記憶する元従業員）は、「申立人は、当時、夜間学校に通っていたので、事業主は、仕事が暇な時は申立人を早く帰ることができるように配慮していた。申立人はとにかく若かったので、アルバイト的な業務内容だった。」と証言している。

また、B社は、「申立期間における資料及び記録は廃棄した。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 5 月 16 日から 13 年 8 月 16 日まで
② 平成 14 年 3 月 31 日から同年 7 月 16 日まで

申立期間①について、私がA社（現在は、B社）に平成12年5月16日に雇入れされたことを証明する書類がある。申立期間②について、私は、同社に入社以来、継続して勤務しており給与から厚生年金保険料の控除があった。それぞれ調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する社会保険労務士事務所がA社に対し発行した申立人に係る「社保取得に関する手続完了報告書」（以下「報告書」という。）における「雇入年月日」の記載及び雇用保険被保険者記録により、申立人が平成12年5月16日から同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記報告書の手続年月日欄に日付の記載は無いものの、「健康保険証記号・番号」欄には「*」と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該報告書の報告年月日は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日である平成13年8月16日直後の同年9月11日であることが確認できる。

また、上記報告書を作成した社会保険労務士事務所は、「申立人が所持する報告書について、当時の職員はおらず詳細は不明である。また、申立人に係る当時の資料の保管は無く、不明である。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、申立期間①に、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員35人に申立人の申立期間①における勤務実態及び同保険の加入状況について照会し、10人から回答を得たものの、複数の元従業員は、「申立人は、入社当初パートタイマー社

員であった。正社員になった時期については不明である。」、「厚生年金保険に加入しないパートタイマー社員がいた。」、「申立人の勤務及び厚生年金保険加入の状況については不明である。」とそれぞれ証言している。

加えて、B社は、現在破産手続が行われているところ、同社破産管財人は、「申立人に係る当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人は、「私は、A社に入社以来、継続して勤務しており給与から厚生年金保険料の控除があった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間②前後に、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 35 人に申立人の申立期間②における勤務実態について照会し、13 人から回答を得たうちの 1 人は、「私は、A社に平成 14 年 7 月 16 日（申立人の被保険者資格の再取得年月日）から正社員として勤務し始めた。申立人は、私が入社する前から勤務されていたと記憶しているが、私の入社当時、申立人は、パートタイマー社員として勤務しており、後に正社員になったと記憶している。」と証言し、他の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間②について、勤務していたように思うが、厚生年金保険の加入の状況については不明である。」、「申立人の勤務については不明である。」とそれぞれ証言している。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、A社において平成 14 年 3 月 30 日に離職し、B社において同年 7 月 16 日に同被保険者資格を再取得した記録が確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、D市役所によると、申立人は、平成 14 年 3 月 31 日に国民健康保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 17 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上記のとおり、B社からは申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

3 このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月頃から 52 年 8 月頃まで

私は、A社のB事務所において、昭和 51 年 2 月頃から 52 年 8 月頃までの期間勤務していた。当該期間については、国民年金に加入していたが、厚生年金保険にも加入していたにもかかわらず、同保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、昭和 51 年 2 月頃から 52 年 8 月頃までの期間勤務し、厚生年金保険にも加入していたにもかかわらず、同保険の被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、「申立期間当時の資料を保存していない。当時、B事務所には、正社員が3人、アルバイトが3人ほど勤務していたが、申立人については記憶に無い。申立人のことは、アルバイトの人材紹介等をしてもらっていた人にも問い合わせたが分からないとのことだった。」と回答している上、C厚生年金基金は、「同社は、申立期間当時、当基金に加入していたが、申立人の加入記録は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、昭和 50 年 12 月から 52 年 12 月までの期間に被保険者資格を取得している元従業員 14 人のうち、所在が判明した 8 人に照会したところ、回答のあったB事務所で勤務していた元従業員二人のうち一人(51 年 11 月 1 日に被保険者資格取得。54 年 5 月 1 日に同資格喪失)は、「同事務所には事務員はいたが、申立人については記憶に無い。」と供述し、他の一人(51 年 4 月 26 日に

被保険者資格取得。53年12月31日に同資格喪失)は、「申立人については記憶に無い。事務所には、正社員は所長と私を含め3人、そのほかに2人ないし3人のアルバイトが勤務していた。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について供述を得ることができない。

さらに、A社に係る被保険者原票によると、申立人の氏名は確認できず、申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない上、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できない。

加えて、D市から提出のあった申立人に係る国民年金適用関係届によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭和50年12月21日であり、当該届出日は申立期間中の51年8月6日であることが確認できる上、オンライン記録によると、同年4月から56年3月までの期間、保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 16 年 5 月 1 日まで

私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を見たところ、平成 12 年 1 月 1 日までは 59 万円であったにもかかわらず、同年同月同日から 16 年 5 月 1 日までの標準報酬月額が 20 万円に引き下げられている。当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額が大幅に下がったという記憶は無いので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 12 年 10 月の定時決定における申立人の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、同年 11 月 9 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って 20 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人から提出された市・県民税特別徴収税額の通知書及び給与支払明細によると、申立人は、申立期間において、遡及訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるところ、同社の元事業主は、「申立人は専務取締役で、会社の経営に携わる立場の役員であった。また、申立人は、給与及び社会保険事務については担当していなかったが、その状況を知り得る立場であった。申立人の標準報酬月額を引き下げたことについて、申立人に説明したので、申立人は知っていたと思う。申立人の同意も得ていたように思う。」と回答している。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社の事業主及び申立人がB社会保険事務所（当時）を訪問し、社会保険料の納付について交渉している記載が確認できる。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額が減額処理を知り得る状態であったと考えられることから、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。